

平成30年6月22日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 小川 純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年6月7日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成30年6月8日（1日間）

2 審査事件

陳情第4号 「教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

平成29年4月に公表された文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在があります。「給特法」は、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る（6条1項）」と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」、「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合に

については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務に当たらないとされています。

今国会において「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されておりますが、学校における「働き方改革」を進めるに当たって、教職員に係る勤務時間管理の根幹を成す「給特法」についての論議がなされてしかるべきです。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを図ることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。